参考資料３

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対する対応（案）

内閣府国民生活局

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対　　応　　（案）
【所管法人共通】 （評価の基準の明確化等） ・貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成１８年度までに５回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年度末までに経験している。 独立行政法人に係るＰＤＣＡサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。 　貴委員会における業務の実績に関する評価は、貴委員会の各分科会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに4段階の評定（Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）で行うこととなっており、加えて、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げている場合にはＡ＋と評価できることとなっている。Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの評定に関しては、定量的な評価指標が設定されている評価項目については定量的な評価基準が設けられている。しかしながら、分科会委員の協議により評価するとされている評価項目については、具体的な評価の基準が明らかにされておらず分かりにくいものとなっている法人もみられる。また、評価結果をみても、評価（設定）の考え方、理由、根拠等についての説明が十分ではないものがみられる。 　このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合い	○項目別評価表において、中期目標等の達成度合の指標を可能な限り数値化するなど、客観的かつ明確なものにし、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を分かりやすく説明する。

参考資料３

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対　　応　　（案）
を数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。	
（目的積立金） ・目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。	該当なし
（資産の有効活用） ・資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画）という。）Ⅲ－１－（２）「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。	○法人の保有資産の見直し状況について、説明を受け、評価を行う。

参考資料３

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対　　応　　（案）
（官民競争入札等の活用） ・業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－（3）「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ－２－（1）－③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の一手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。	○法人は、平成２１年度より官民競争入札を行うこととしており、その評価の方法等については、検討を行っていく。
（内部統制） ・内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－２－（1）－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。	○法人のコンプライアンス体制の整備状況等について、説明を受け、評価を行う。
（当委員会の意見を踏まえた評価） ・当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられることから、的確な評価を行われたい。	○政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、その対応状況について説明を受け、評価を行う。